

令和 8 年度設置 物件別仕様書

物件番号	1
設置台数	1 台

1 設置に関する仕様

施設名称	新発田市地域整備庁舎		
施設所在地	新発田市中央町 5 丁目 2 番 1 3 号		
設置場所	1 階玄関ホール	土地・建物の別	☐ 土地 ☒ 建物
設置場所寸法	幅 2,100 mm 以内	既設自販機の有無	☒ 有 ☐ なし
	奥行 1,000 mm 以内	電気の子メーター	事業者設置
	高さ 2,200 mm 以内	使用済み容器回収ボックス	事業者設置
設置開始日	令和 8 年 4 月 1 日	設置可能期限	令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
特記事項	●既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については財産管理課と協議のうえ、令和 8 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ●設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ●通路幅を確保して設置すること。（自動販売機本体の奥行きは最大で 750 mm まで可。） ●使用料は年度ごとで納入すること。土地、建物の評価額により使用料の変動あり。 ●地域整備庁舎には、現在 4 部署が入居中。		

2 自販機に関する仕様

(1) 販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶
商品	☒ コールド ☒ ホット（冬季）
容器	☒ 缶 ☒ ペットボトル ☒ びん（びんは商品構成になくとも可）
販売価格	標準小売価格を基本とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	販売価格別の加算率の見積もりは不可。

(2) 自動販売機の規格

外観(デザイン)	☒ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	☒ ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	☒ 地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	☒ 新発田市行政財産使用料徴収条例第 2 条による 1, 7 1 6 円（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）

※上記使用料は現況に基づく参考であり、別途申請内容に基づく金額を算定します。使用料は年度毎に変動します。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	1 0 %
-------	-------

5 その他

同一施設内の他の自販機	☐ なし ☒ あり（1 台） 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水（ジュース、お茶）】
-------------	--

6 参考データ

地域整備庁舎の職員数	概ね男性 5 0 名、女性 1 5 名（現在 4 部署）
利用者実績 または見込み	令和 4 年度売上本数 2, 7 1 3 本 令和 5 年度売上本数 2, 9 1 7 本 令和 6 年度売上本数 3, 5 2 2 本
その他	市職員のほかに不特定多数の出入りがあります。

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	財産管理課財産管理係	電話	0254-26-3774	E-mail	zaisan@city.shibata.lg.jp
-------	------------	----	--------------	--------	---------------------------

8 設置箇所参考図

地域整備庁舎1階

